

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 日米沖縄返還協定/未完成プロジェクト引継問題

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43666

(1) 交涉経緯又七 / 米国側免責条項問題



△ Shin, Tureimork

Impress upon ward.

△ Meyer - ok keep ^{to} continue
distinctly unhappy]

Gold Burke

583-714

583-714/

大
要
の
通
訳
手

- 宿舎 stop
- 4/24(金) ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- 2/20-2/22 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- 2/20-2/22 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- financial talks. 2- package.

Clark = 57/12

④ 4/1/71 村田の tel 村田の Clark の 事情 等 あり。

⑤ 7/2/71 (土) 村田の Ericson と 連絡 あり。

Your apartment rm 2410
Gnew Home

「709-3971」

佐藤さん。

1. 交渉を続マモ中 気付きの
ところを補足してみました。
2. ^{系絡}課長とエニツツとの協研
の部分、系絡課長に
みていたたいな気が、
と思います。(時間がな
くてもみていたたいあり
ません。)
3. 9. のところは何かか入る
のでしうか。
4. マモの今後の処理はよろしく
お願いします。

柳井

極 秘
無 期 限
部 内 号
号

福地が4月頃在日上書
(交渉記録等)

46.12.14
米北(佐藤)

12月18日(土) 衆議院沖野委員において福地
水道公社等の資産引継ぎに關する重疑が
行われたことは、目下建設中の
に米側が建設資金の残額を
水道公社の財産として残して行く

が4月頃帰国時に完成している場合の二とに
利尚

ついて、~~松浦洋行(社)~~ ~~政府側と内子~~
日米間に文書による保障がなされていないかとの進取か

~~4月頃が米側、福田大臣より米側より文書を出し~~
約束の書類を提出する

~~4月頃米側、佐藤に水田大臣大臣よ~~
翌々日の

り13日中には米側より文書を出しける旨答弁

した。(浅草録等)

2. 二山より先、返還協定署名後福地が米側

帰前に完成しな、公算が出たので、8月頃か

ら秋にかけて福地が米及びその他諸国に未

完成となりうる70%以外については米が米関係

各省(外務、大蔵、対策、建設)と米民政府・在京

米大使館との間でその引き継ぎ方法を詰合

った。その際、福地が米及び他の諸国に未

上につき、米側米側は帰前に完成するよう最大

の努力を払うか、~~米側~~ (米側) 帰前に完成しな、場合

には未支出となる建設資金を水道公社に帰

前に引き渡す。(その他、70%以外については、(資金の残額を) 琉球に

後転。) ^等これを確認する Record of Discussions
 の案文を米側に提示し、米側としてもかかる原
 則にはおなじみ異存はなかったか、^(米側より)日本政府は
 未達成プロジェクトに関連して生ずることがある請
 求について米側政府を免責する (hold harmless
 the USG) との一項を加入することを主張し、中か
 はこれに反対し、上記各合意は行方不明であ
 る経緯がある。(Record of Discussions の案
 文等については、系案ファイル「福地がむとその他
 未達成プロジェクト」参照。)

³
 3/ 検討された上記 2. の Record of Discussions
 の案文のうち、
 よて、この案文の日本側の協定において、
 部分をできる限り生かして、
 合意されたものを ~~案文~~ 系案文にお
 いて ^{米北}米北とも協定の上 (110)
 での口上書案を作成。 (午後 10 時半頃から起案開始)
 2. 米北、^{復帰準備} 復帰準備、米北、米北
 江渡事務官へ米北 (漢澤長、佐藤) へ本
 1. 件の経緯を説明し、時間的要素をとり、中
 米北からの米側への側面的促進を求め中
 米北への交渉と連絡。
 在京米北江渡事務官へ自記不在、帰京次第
 米北に電話連絡をとり、^{米北}米北に電話。前後に
 備後江渡事務官出張から中島事務官へ

と之を唯12.米側より文書
の見解と必要事項の次を
説き、協力を要請して

7月27日

電活連絡あり。国会の模範、~~国会~~ 我案

の要旨を伝へ、^{12月27日} 北に米側1佐藤氏に我案

案を^{12月27日} 自らへと付け、^{12月27日} 早速に検討

ありたい旨
を^{12月27日} 伝えた。



4. (1) 米北 | 佐藤 及び 米側 柳井 付、12日(日)

(口書)

午前0時20分 柳井 氏 (米北 | 電報 ファイル 及び

米側 関係 ファイル 参照) を ミニマム 宅に 携行 し、

国会 における 質疑 の 模範 及び 柳井 氏 口書

案 の 趣旨 を 説明 した。(柳井 氏 案 は、(1) 福地 氏

(未使用)

の 案 未 完 成 の 際 に 米 側 が 水 道 公 社 に 資 金 を

~~移~~ 移 転 する こと を 確 認 する 米 側 口 書 及 び

福 地 氏 の 案 未 完 成 の 持 引 き 継 ぐ 場 合 に は、二 次

を 完 成 する ^(ため) 日 本 側 に 対 し て 必 要 な 措 置 を

と する 旨 の 柳 井 氏 口 書 は 修 正 上 の 問 題 は 別 と

12. 方 案 に 日 米 間 で 合 意 した Record of Discussions

の關係部分の表現その才であること並
 びに (D) 二才での結合... 暗礁と存っていた
 hold harmlessの問題等残った問題は、時間的
 制約にかんがみ協研を継続する — 不公表口上
 書 — というものがあることを説明。))

(2) 先方は、^{この点を}事務的の問題で何故文書と為
 りておられるか存じないか理解に苦しむ。
 相側としては、~~吾等が~~ ~~移転~~ ^{復帰}後には
 米政府は福地公等に関連する請求については
 尚書される ~~が~~ ^{こと} 明らかになさるる限り日
 平側案と存じることには極めて困難 ^か ありう。

時間的要素もあるので、東京と沖縄との間で
 処理し、ワシントンへ清訓をよせようとする
 件は、^の 反論も示した。
 (3) 先方、無理を申し込まないことは十分理
 解だが、国会審議が stop しては冰打で済
 ませることに存じぬので、この点を
 留意してとりまわらなければならない。
 先方、さらに、hold harmlessの問題に関
 し、半側としては具体的にいかかる claim をい
 配しているのかと質したところ、「エ」は、具体的
 な場合が念頭にありわけではないが、例えは

い7欲い各述べた。

(5) 12月10日陸軍省シミツ^大り系内課長
柳井事務長に^在対し沖米側当局は免責系

項を入手している各強く要請趣意^を

あり、これを検討している各連絡越^す

た。これは対し系務課長より、時間的制約に

もかんかみ、免責系項の実態論はこの際さけて

（^{解決の}）他の問題とせよに継続協定に於けるこ

う日本側提案の線に同意するおじおめたか、

「^三」は、ワシントンを含めた米側のクリアランスを

得るためには何らかの免責系項を検討してはし

米側提案の免責系項の下の文書はワシントンに付属するものではない。免責系項の文書はワシントンに付属するものではない。

い首主張したので、わが方において打開策を

検討するつもりであった。(上記のやり取りの際、「^三」

は、返還協定交渉の際のトーン・ペーパーは、

協定4条1項を引いておらず、4項のみを言及して

いるので、~~これは解決し~~^{これは解決し}首述べた。)

よって、わが方において、水道公社の活動に

関連して生ずることがある請求に於ける米政府

の責任の問題は、返還協定で処理済みである

ことを確認するとして、趣旨の案で局面を打

開するとして、案を作成した。(米北1電報7月

及び系内関係7月参照) 案を作成にあたり、

0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0

柳井より、エニツツに対し、引上げガム工事の
監督をしている在沖米軍工兵隊の責任で
生じた事故については Foreign Claims Act の適
用があると考えるが、かかる時米請求権は協
定中4条で放棄してあるものであるから、同4
条2項もカバーされるよう中4条1項のみで
なく中4条全体を引用すべきであると述べ
たところ、エニツツもこれに同意した。~~本件口~~
^{協定}上書は、4条2項により、米国の法令又は現地
法令で認められた請求権に影響を与えるもの
ではない。また、協定で放棄した請求権以上の

0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0

放棄を意味するものでないことは、^(12日に)4月13日
を提示する際、及び13日に本件口上書を提出
する際にも米側に確認した。) さらには、上記
の「エニツツ」の話し合いの際、柳井より、福地が
4条に關して従来から米側が主張しているの
は「米政府」の hold harmless であるから、子公
表口上書においては協定4条に言及する必要
はないと考える旨念を押したところ、「エニツツ」は、
Record of Discussions 案で米側が挿入を主張し
たのは確かに "... hold harmless the U.S.G."
といふことであるが、この際は、ワシントン及び米民政

「江村」 日 (案ヒホリ)
活江村、江村に關する限りは本~~案~~で

結構で女子とのP案をえた、ワシリンの
反名は明朝早々に³付³る述べた。

7/ 13日午前7時20分「シ」より米側(佐
谷)に返信、

(1) 電報に關する日中側の confirmation は米側
の立場^と完全に protect した^と子と了解は

た^とか。米側としては金を渡した後で unpleasantness
が起ることを好ま^らない^と女子。

(2) 水産公社への移転する金額は口
上書に書いてある以上のものはない^と女子
付同、
日中側~~の~~意見^をしている^と理解する^が、^の

案にかつた日中側の確認をえた。

日中電話連絡^をし、右に²付²附²添²を²得²た
ことか日中側^に案^を同意^{する}ことか条件^で女子
を述べた。

8/ 13日午後8時30分「シ」より米側(佐
谷)に返信、
(林野部系課長に連絡)

大蔵省前田審判官 橋崎課長へ²付²附²添²を²得²た
との連絡をえた後 13日午前8時30分「シ」

佐谷氏「シ」へ次のとおり²付²附²添²を²得²た。

(1) 日中政府としては協定^を4条^を同
(inabilities)

を²付²附²添²を²得²た^と女子
を²付²附²添²を²得²た^と女子

未完成プロジェクトの扱いについて XE

1 41号線に係る2500,000ドルは打切る。打切り

に伴うフレームはGeneral Fundで処理する。

(なお、41号線の精算について琉球政府調査との
差及びフレームの額を再調査する。)

2 未精算額のうち下水道事業に充当し、残余の

資金は他の公共事業にも充当することかできるもの
とし、その資金は日本政府に引渡す。

3 2の資金は福地ダム建設費の一部に充当すること
かできるものとする。

未完成の口外レバリス 大蔵省の見解 (×)

1. 橋本レバリス

(1) Record of Discussion 4項の後段は削除され 残るは(2)と(3) うち2項は削除済

(2) Record of Discussion 5項の趣旨の1項を加えらる
F 米例は 莫大の22% 年産換地費の懸念は 予算上の
残額に於て場合別 Y 米と R の project に流用するが
米は Y 米に 預金の20%を例に引き添えらる

(3) 大蔵省の document 22

i) 大蔵省の document 22は 後掲の如く 米例に 懸念は
米

ii) 解決は 米例に 場合別は 協定米と米例は 日本国政府に
承認するが 又は 米例に 米例に 米例に 米例に 米例に
米例に 米例に 米例に 米例に 米例に 米例に 米例に
米例に 米例に 米例に 米例に 米例に 米例に 米例に

iii) 大蔵省の 議本理由 金銀 Y 米の 米例に 米例に
米例に 米例に

又、契約の解除について

41号線関係の契約は解除し、差額の負担はおよび賠償
すべきはなし、その場合、契約解除はまた同条例に引き
渡したるより下水道担当財団に300万円の財団から
減額したるに等しい（昭和17年12月28日）

3 資金の引渡について

(1) 復興債に上りかけた General Fund の残高のうち下水道
担当部分 1,050,000円は 沖港局に引き渡すこと

(2) 41号線関係の契約解除に伴う General Fund の残金は、
福地公社建設のため水道公社に貸付すること（その資金
は 復興債後日本政府から承継して福地公社建設にあつた）

(3) Esso Loan の解決後の残額については、41号線が全部
口庫買取り準備金として基金を充て、沖港の基金に
あつたため引渡し済である

なお、上記 2, 3 は 文章を正確にする